

# 特定非営利活動法人「きずな」定款

## 第 1 章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、NPO 法人きずなと称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を島根県益田市須子町3番1号に置く。

### (目 的)

第3条 この法人は、自宅やグループホーム等地域で生活する障害者が事業所に通所することによって、共同で作業や交流を行い、利用者が健康で文化的な自立した社会生活を営むことが出来るよう支援することを目的とする。

### (基本的人権の尊重)

第4条 事業所の運営に当たっては、利用者への人格・基本的人権の尊重とともに、サービス等の質の向上・安全に心がけなければならない。  
管理責任者はそのための職員の研修を定期的に実施しなければならない。

### (個人情報の保護)

第5条 理事、事業所職員ならびに関係者は、利用者及び関係者の個人の情報について最大の注意を払い、知り得た情報を他に漏らすことのないよう厳に心がけなければならない。

### (活動の種類)

第6条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (活動に係る事業の種類)

第7条 この法人は、第3条の目的を達成するため、障害者総合支援法に基づく障害者サービス事業を行うこととし、具体的には特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 会 員

### (会員の種別)

第8条 この法人の会員は、次の2種類とし正会員を持って特定非営利活動促進法における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

### (入会)

第9条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 益田市及びその周辺に在住する障害者・保護者ならびに支援者。
- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、その者が前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないとときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (会費)

第10条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

### (会員の資格喪失)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第12条 会員は、退会しようとするときはその旨を理事長に届け出なければならない。

### (除名)

第13条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づき除名することが出来る。この場合その会員に対して、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### (会費等の不返還)

第14条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返納しない。

## 第3章 役員

### (役員の種別及び定数)

第15条 この法人に次の役員をおく。

(1) 理 事 3人以上、10人以内

(2) 監 事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

#### (役員の選任等)

第 16 条 理事及び監事は理事会において選任し総会にて承認。

2 理事長、副理事長は、理事会において互選する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることが出来ない。

4 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を越えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を越えて含まれることとなつてはならない。

#### (役員の職務)

第 17 条 理事長はこの法人を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは副理事長が職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (役員の任期)

第 18 条 役員の任期は、2年とする。ただし再選を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 後任役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が集結するまでの間、前任役員の任期を伸長する。

#### (役員の解任)

第 19 条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会において正会員総数の、3分の2以上の議決に基づき解任することが出来る。

ただし、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (役員の報酬)

- 第 20 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲で報酬を受け取ることができる。
- 2 役員には費用を弁償することが出来る。
  - 3 役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

### 第 4 章 総 会

#### (総会の種別)

- 第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種類とする。

#### (総会の構成)

- 第 22 条 総会は、正会員を持って構成する。

#### (総会の権能)

- 第 23 条 総会は以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
  - (2) 解散
  - (3) 合併
  - (4) 事業計画及び予算並びにその変更
  - (5) 事業報告及び決算
  - (6) 役員の承認、職務及び報酬
  - (7) 会費の額
  - (8) 事務局の組織及び運営
  - (9) その他運営に関する事。

#### (総会の開催)

- 第 24 条 通常総会は毎年 1 回開催する。
- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認めたとき。
    - (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
    - (3) 監事から第 17 条第 4 項第 4 号の規定により召集があったとき。

#### (総会の招集)

- 第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が召集する。

2 理事長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その請求があつた日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載して書面をもつて、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

#### (総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選出する。

#### (総会の定足数)

第27条 総会は、正会員の過半数の出席が無ければ開会することが出来ない。

#### (総会の議決)

第28条 総会の議事は、この定款で特別に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### (総会の書面表決等)

第29条 やむをえない理由のために総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理として表決を委任することが出来る。

2 前項の場合における前27条及び第28条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

#### (総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在員数、出席者数（団体会員にあっては名称及び出席者氏名、書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨付記すること。）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名・押印又は署名・押印をしなければならない。

## 第 5 章 理事会

#### (理事会の構成)

第31条 理事会は理事を持って構成する。

#### (理事会の権能)

第32条 理事会はこの定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### **(理事会の招集)**

第33条 理事会は、理事長が必要と認めるときに招集する。

2 理事長は、理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面を持って招集の請求があったときは、その請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも3日前までに通知しなければならない。

#### **(理事会の議長)**

第34条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

#### **(理事会の定足数)**

第35条 理事会には第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

## **第 6 章 資産及び会計**

#### **(資産の構成)**

第36条 この法人の資産は、次に掲げるものを持って構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

#### **(資産の管理)**

第37条 この法人の資産は、理事長が管理責任者となり具体的扱いは、総会の議決を得るものとする。

#### **(経費の支弁)**

第38条 この法人の経費は、資産を持って支弁する。

#### **(事業計画及び予算)**

第39条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の議決を経て定める。

#### **(暫定予算)**

第 40 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、止むを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることが出来る。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### (長期借入金)

第 41 条 この法人が資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度収益を持って償還する短期借入金を除き、理事会において議決を経なければならない。

#### (事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

#### (事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を受けなければならない。

## 第 7 章 事務局

#### (設置等)

第 44 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第 45 条 この定款は総会において正会員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ法第 25 条第 3 項に規定されている事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければ変更することが出来ない。

#### (解散)

第 46 条 この法人は特定非営利活動促進法第 31 条第 1 項第 2 号から第 7 号の規定によるほか、総会において正会員の 4 分の 3 以上の議決を経て解散する。

2 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能により解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

#### (残余財産の帰属)

第 47 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産

は、特定非営利活動促進法第11条第3項の規定に従い総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て選定する。

#### (合併)

第48条 この法人は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経かつ所轄庁の認証を得て、他の特定非営利活動法人と合併することが出来る。

## 第 9 章 書類の備置き及び閲覧

#### (書類の備置き)

第49条 この法人は、毎年度初めの3月以内に前年度における次の書類を作成し、これらを、その作成日から起算して5年を経過した日を含む事業年度末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び活動計算書
- (2) 役員名簿（前年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿）
- (3) 役員名簿に記載された者のうち前年度において報酬を受けたことがある者全員の名簿
- (4) 会員のうち10人以上の名簿

#### (閲覧)

第50条 会員及び利害関係人から前条の書類及び定款若しくはその認証、若しくは登記に関する書類の写しの閲覧請求があったときは、これを拒む正統な理由がない限り、これに応じなければならない。

## 第 10 章 補 則

#### (公 告)

第51条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告及び法第35条第2項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

#### (委 任)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとし、その任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

理事 大谷幸男

同 岡壽信

同 岡崎茂喜

同 若杉康則

同 竹内道信

同 露口慎二

同 長戸直久

同 松本富士夫

同 矢富実

監事 大石伸代

同 澄川文夫

- 3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。

- 5 この法人の設立当初の会費は、第10条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 年会費 3,000円

(2) 賛助会員 年会費 一口1,000円 (何口でも可)

令和元年5月26日

島根県益田市須子町3番1号

NPO法人きずな

理事 露口 慎二